

5 水管 第 3286 号
令和 6 年 3 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 444 号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第四節 遠洋底びき網漁業 (信号符字を表示しない船舶の使用禁止) 第二十九条 遠洋底びき網漁業の許可を受けた者（以下「遠洋底びき網漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両舷側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。 （漁獲物等の転載制限） 第三十条の二 遠洋底びき網漁業者は、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の二の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。	第四節 遠洋底曳き網漁業 (信号符字を表示しない船舶の使用禁止) 第二十九条 遠洋底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶」という。）の船体の両舷側及び甲板上に、一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければ、当該遠底船舶を当該漁業に使用してはならない。 （新設）

	(転載の届出) 第三十条の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、当該漁業の漁獲物又はその製品（以下この条において「漁獲物等」という。）を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶（以下この条において「遠底船舶等」という。）から他の船舶に転載しようとするとき、若しくは、北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物等を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき（いずれの場合においても、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 一 当該転載の年月日 二 当該転載を行う港の名称又は海域 三 当該転載を行う漁獲物等の状態及びその量 四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号 五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符号 <tr><td>2</td><td> 遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 </td></tr> <tr><td></td><td> 第七節 太平洋底刺し網等漁業 (運用規定) 第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について運用する。 </td></tr>	2	遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。		第七節 太平洋底刺し網等漁業 (運用規定) 第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について運用する。
2	遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。				
	第七節 太平洋底刺し網等漁業 (運用規定) 第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について運用する。				

	第八節 大中小型まき網漁業 (漁獲物等の転載制限) 第四十三条の二 第三十条の二の規定は、大中小型まき網漁業に適用する。ただし、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて第九十五条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみを転載する場合は、この限りではない。 第十五節 北太平洋さんま漁業 第六十六条の二 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について運用する。 第十七節 いか釣り漁業 第六十九条の二 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業に運用する。
--	--

	(新設) 第七節 太平洋底刺し網等漁業 (漁獲物又は漁獲物の格納等) 第三十三条 第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について運用する。
--	--

	第八節 大中小型まき網漁業 (新設) 第十五節 北太平洋さんま漁業 第六十六条の二 第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について運用する。 第十七節 いか釣り漁業 第六十九条の二 第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業に運用する。
--	---

(北太平洋条約海域における運搬船の届出)	
第九十七条の二	北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋刺し網専漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶(以下この項において「運搬船」という。)を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船として、別記様式第七号の二の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、転載を受ける漁獲物又はその製品の原料が、大中型まき網漁業の漁獲物であつて、中部太平洋条約第三条の三の規定により同条約を適用することとされている魚種であり、かつ、第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が既に定めて告示するものである場合は、この限りではない。
一	運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本
二	運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
三	運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
21	前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。
(提出書類の経由機関)	
第百十六条	(略)
2	(略)
3	第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を經由せずに農林水産大臣に提出することができる。
一・二	(略)
三	第三十条の三(第三十三条、第六十六条の二及び第六十九条の二において適用する場合を含む。)、第四十二条の規定による転載の届出又は第四十二条若しくは第六十一条の規定による陸揚げ若しくは転載の届出に関するもの

(新設)	
(提出書類の経由機関)	
第百十六条	(略)
2	(略)
3	第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を經由せずに農林水産大臣に提出することができる。
一・二	(略)
三	第四十二条又は第六十一条の規定による陸揚げ又は転載の届出に関するもの

四	第九十七条及び第九十七条の二の規定による運搬船の届出に関するもの
第七章 罰則	
第百十七条	次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一	第二十三条、第二十四条第二項、第二十七条(第二十八条において適用する場合を含む。)、第三十条の二(第三十三条、第四十二条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において適用する場合を含む。)、第四十二条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第二項、第七十五条第二項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第二項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第二項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者
二	(略)
2	(略)

四	第九十七条の規定による運搬船の届出に関するもの
第七章 罰則	
第百十七条	次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一	第二十三条、第二十四条第二項、第二十七条(第二十八条において適用する場合を含む。)、第四十二条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第二項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第二項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第二項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者
二	(略)
2	(略)

様式第 7 号の 2（第97条の 2 関係）	(麻訟)
北太平洋条約海域における遠洋底びき網漁業等の運搬船届出書	
年 月 旦	
農林水産大臣殿	
住 所	
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
下記により、北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業（中西部太平洋条約第三条 3 の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみ転載を受ける場合を除く。） 、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。	
記	
1 運搬船名 (Carrier Vessel Name)	
2 漁船登録番号 (National Registry Number)	
3 信号符字 (International Radio Call Sign)	
4 IMO番号 (IMO Number)	
5 海上移動業務識別コード (Maritime Mobile Service Identity (MMSI))	
6 建造年 (Year Built)	
7 建造所 (Name of Builder)	
8 船籍港 (Home Port)	
9 船体材質 (Material)	
10 前運搬船名 (Vessel Name Previous)	
11 前船籍 (Flag Previous)	
12 船の長さ (Length Overall) (m)	
13 船舶の幅 (Moulded Breadth) (m)	
14 船舶の深さ (Moulded Depth) (m)	
15 船舶総トン数 (Gross Registered Tonnage) (T)	
16 機関の種類及び馬力数 (Type of Engines and Propeller Power) (KW)	
17 魚そう容積 (Fish Hold Capacity) (m3)	
18 使用者名 (Operator Name)	
19 使用者住所 (Operator Address)	
20 所有者名 (Owner Name)	
21 所有者住所 (Owner Address)	
22 運航期間 (Operation Period)	
23 衛星船位測定送信機の情報 (VMS Information)	
備考	
運航期間は、1 年以内とすること。	

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
(略)	(略)
北太平洋さんま漁業	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。 二 北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間以外の期間内においては、禁止する。 三 東経百七十度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。
(略)	(略)

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	制限又は禁止
(略)	(略)
北太平洋さんま漁業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。 (新設) (新設)
(略)	(略)

別表第八の二（第三十条の二、第九十七条の二関係）

港内又は海域	転載に係る制限
北太平洋条約海域	一 北太平洋漁業委員会に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。 二 北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 三 北太平洋漁業委員会が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 四 転載申告書又はその電磁的記録を当該転載を行つた航海において帰港までの間、当該転載を行つた船舶内に保持しなければならない。 五 漁業監警官から漁業取締り上必要な指示を受けたいときは、これに従ふこと。
北太平洋条約海域以外の港の港内又は海域	一 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 二 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合には、転載申告書の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 三 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合には、転載申告書又はその電磁的記録を当該転載を行つた航海において帰港までの間、当該転載を行つた船舶内に保持しなければならない。 四 漁業監警官から漁業取締り上必要な指示を受けたいときは、これに従ふこと。

(新設)

	を施行するものとする。
--	-------------

附 則

この省令は、公布日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案等の概要について（NPFC の保存管理措置の担保関係について）

1 趣旨

我が国が締結している北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成 27 年 7 月 19 日発行。以下「NPFC 条約」という。）第 4 条の 1 に規定する海域（以下「条約海域」という。）については、同条約に基づく北太平洋漁業委員会（以下「NPFC」という。）において、条約海域内における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置の実施が求められている。また、同条約の締結国等は、条約海域において操業する自国等の旗を掲げる権利を有する漁船が同条約及びこれに基づいて採択される保存管理措置の遵守を確保するため、必要な措置を取ることが求められている。

令和 5 年 3 月に開催された第 7 回 NPFC 年次会合においては、以下の保存管理措置の採択及び改正（以下「採択等」という。）が行われた。

- （1）転載に関する保存管理措置（CMM2023-03）（新規採択）
- （2）サメ類に関する保存管理措置（CMM2023-14）（新規採択）
- （3）サンマに関する保存管理措置（CMM2023-08）（改正）
- （4）マイワシ、アカイカ及びスルメイカに関する保存管理措置（CMM2023-11）（改正）
- （5）マサバに関する保存管理措置（CMM2023-07）（改正）

これらの保存管理措置の採択等を踏まえ、我が国では、これらを担保し、国際約束の履行を確保するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）の一部改正（以下「本省令改正」という。）を行う。また関係する告示についても、所要の規定の制定及び改正を行う。

なお、条約海域においては、我が国の遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業（許可省令第 2 条各号に定める大臣許可漁業の種類をいう。以下同じ。）の漁船が、NPFC 条約管理対象種の採捕を目的とした操業を行っている。

2 改正の概要

（1）漁獲物等の転載制限及び転載の届出の規定の新設（許可省令第 30 条の 2 及び同条の準用規定、同省令第 30 条の 3 及び同条の準用規定、別表第八の二関係）

上記 1（1）の採択により、条約海域内での洋上転載（条約水域において採捕された漁業資源又は漁業資源の製品を海上において漁船から他の漁船に積み下ろすことをいう。以下同じ。）又は条約海域内で漁獲された漁獲物を対象とした港内転載及び条約海域以外の海域での洋上転載等を対象に、以下の措置を主な内容とする保存管理措置が定められた。

- ① 荷受けをする船舶（以下「荷受け船」という。）及び荷下ろしをする船舶（以下「荷下ろし船」という。）の双方がそれぞれの旗国等により許可され、NPFC 船舶登録に掲載されている場合を除き、条約海域において転載に従事してはならない。
- ② NPFC 構成国又は協力的非加盟国（以下「構成国等」という。）は、転載に従事する荷受け船にオブザーバーを乗船させなければならない。

- ③ 荷受け船及び荷下ろし船の双方は、転載が行われる遅くとも 24 時間前に、当該船舶の旗国等及び NPFC 事務局（以下「委員会事務局」という。）に対して事前通知を行わなければならない。ただし、委員会事務局に対しては、当該船舶の旗国等である構成国等が、当該船舶の代わりに通知を行うことも可能である。
- ④ 転載を行った船舶又は当該船舶の旗国等である構成国等は、当該船舶の旗国等である構成国等及び委員会事務局に対し、転載後遅くとも 10 日以内に、転載申告書を提出しなければならない。
- ⑤ 転載を行った船舶は、当該転載の記録を電子媒体又は物理媒体により、当該転載を行った航海期間中、当該船舶内に保持しなければならない。

上記①、②、④及び⑤の規定に関して、許可省令の遠洋底びき網漁業の節に、許可省令第 30 条の 2 を新設し、遠洋底びき網漁業者が、許可省令別表第 8 の 2 において定める海域及び場合以外で、当該漁業の漁獲物又はその製品の転載を行うことを禁止する旨を規定する。

また、遠洋底びき網漁業同様に条約海域において操業を行う、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の節において、同条を当該漁業に準用する旨を規定する（同省令第 33 条、第 43 条の 2、第 66 条の 2 及び第 69 条の 2）。

加えて、同省令別表第 8 の 2 において、条約海域及び条約海域以外の海域において転載を行う場合の制限を以下のとおり規定する。

【条約海域で転載を行う場合】

- (i) NPFC に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。
- (ii) 構成国等が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。
- (iii) 転載申告書の書類の写しを当該転載終了後 10 日以内に農林水産大臣宛てに提出すること。
- (iv) 転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海期間中、船内に保持しなければならないこと。

【条約海域以外の海域及び港内で転載を行う場合】

- (i) 条約海域で採捕した漁獲物又はその製品を構成国等が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。
- (ii) 条約海域で採捕した漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書の書類の写しを当該転載終了後 10 日以内に農林水産大臣宛てに提出すること。
- (iii) 転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行った航海期間中、船内に保持しなければならないこと。

許可省令第 30 条の 2 の違反については、許可省令第 117 条第 1 号の罰則（二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金）を適用することとする。

また、上記③の規定に関して、許可省令第 30 条の 3 を新設し、遠洋底びき網漁業者が、転載を行う 10 日前までに、以下の事項を農林水産大臣に届け出る旨を規定し、遠洋底びき網漁業同様に条約海域において操業を行う、太平洋底刺し網等漁業、北太平洋

さんま漁業及びいか釣り漁業の節において、同条を当該漁業に準用する旨を規定（同省令第33条、第66条の2及び第69条の2）する（大中型まき網漁業については、同省令第42条において担保済み。）。

- 一 当該転載の年月日
- 二 当該転載を行う港の名称又は海域
- 三 当該転載を行う魚種ごとの漁獲物の量又はその製品の状態及びその量
- 四 当該転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号
- 五 当該転載に係る運搬船の名称及び信号符字

加えて、届け出た事項に変更があった場合、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない旨も併せて規定する。

（２）運搬船の届出の規定の新設（許可省令第97条の2、様式第7号の2関係）

上記2（1）の規定と関連して、上記1（1）の採択により、条約海域で荷受けをする我が国を旗国とする船舶についても、NPFCの船舶登録を行う必要が生じている。

このことを受け、条約海域において、条約海域で操業を行う遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を受ける日本船舶を運行する者に対し、許可省令第97条の2を新設し、NPFCへの登録に必要な情報を届出させる旨を規定し、当該届出に必要な手続き等を新たに定めることとする。

また、同省令において、様式第7号の2を新設し、当該届出に係る様式を新設する。

（３）北太平洋さんま漁業の操業可能期間以外の期間の操業禁止規定の新設及び操業可能期間を定める告示（許可省令第23条及び別表第4関係並びに農林水産省告示（新設））

上記1（3）のサンマに関する保存管理措置において、サンマを漁獲する構成国等は、下記のいずれかの措置を実施しなければならない旨が規定された。

- a. 条約海域において操業する自国等の旗を掲げるサンマ漁船の隻数を2018年から10%削減すること。
- b. 自国等の旗を掲げるサンマ漁船が、条約海域において、毎年指定された連続する180日以外の期間においてサンマ漁業を行うことを禁止すること。

我が国は、上記のうちbの措置を採択するとして業界と調整が完了しており、bの措置を採択するに当たり、委員会事務局に対して、毎年5月1日までに当該年の連続する180日間のサンマ漁業の操業可能期間を通知する必要がある。

条約海域においては、我が国では、北太平洋さんま漁業のみがサンマを目的とした操業を実施しており、許可省令第23条及び同条に関する別表第四の北太平洋さんま漁業の項の規定において、北太平洋さんま漁業における操業上の制限又は禁止が定められている。

このため、同省令別表第四の北太平洋さんま漁業の項第2号の規定を新設し、条約海域において、農林水産大臣が告示により定めた期間以外の期間における北太平洋さんま

漁業の操業を禁止する旨を定める。

併せて、我が国の令和 6 年漁期（令和 6 年 1 月 1 日～同年 12 月末日）の操業可能期間は、令和 6 年 7 月 1 日から同年 12 月 27 日までとすることで業界との調整が完了しているため、当該期間を令和 6 年における操業可能期間として、別途告示（以下「サンマ告示」という。）により定めることとする。

（４）北太平洋さんま漁業の 6～7 月における東経 170 度以東の条約海域での操業の禁止に係る操業制限の規定の新設（許可省令第 23 条及び別表第四関係）

上記 1（３）の保存管理措置において、サンマの小型魚を保護するため、構成国等は、条約海域のうち東経 170 度以東の条約海域で自国等の旗を掲げるサンマ漁船が 6 月 1 日から 7 月末日の間にサンマ漁業を行ってはならないとする措置を担保する旨が規定された。

このため、上記 2（３）の規定に加えて、許可省令別表第四の北太平洋さんま漁業の項第 3 号の規定を新設し、東経 170 度の線以東の条約海域において、毎年 6 月 1 日から 7 月末日までの期間において北太平洋さんま漁業の操業を禁止する旨の規定を追加する。

（５）操業日誌の記載義務に係る告示改正について（平成 19 年 7 月 25 日農林水産省告示第 965 号関係）

上記 1（３）、（４）及び（５）の保存管理措置において、構成国等は条約海域において、サンマ、マイワシ、マサバ、アカイカ及びスルメイカを漁獲する自国等の旗を掲げる漁船に対して、漁獲量を船上で記録することが義務付けられた。我が国においては、サンマ、マイワシ、マサバ、アカイカ又はスルメイカを漁獲する、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業が同保存管理措置の対象となる。

さらに、上記 1（２）の保存管理措置において、サメ類についても、条約海域における全てのサメ類の漁獲を可能な限り種ごとに記録し、当該航海の期間中、記録を船上に保持することが義務付けられた。条約海域において、サメ類を混獲する可能性のある遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業が同保存管理措置の対象となる。

許可省令第 26 条第 1 項においては、大臣許可漁業の種類ごとに農林水産大臣が定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を記載しなければならない旨が規定されており、「操業日誌の記載義務について海域、記載時期及び記載事項を定める件」（平成 19 年 7 月 25 日農林水産省告示第 965 号。以下「日誌告示」という。）において、操業日誌の記載時期及び記載事項を大臣許可漁業種類ごとに、定めている。

これらを受け、本告示を改正し、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業に対して、条約海域で操業を実施する場合には、当該航海において、航海中毎日、操業年月日、投網場所及び自動いか釣り機の作動開始の場所並びに魚種別漁獲量等を船上で記録する旨を規定する。改正概要は別表 1 のとおりである。

なお、上記 1（2）、（4）及び（5）の保存管理措置の対象となる大中型まき網漁業については、現行の日誌告示において、条約海域における操業日誌の記載時期及び記載事項が規定されているため、本改正において内容の変更は行わない。

3 施行期日

上記 2（1）～（5）の改正事項及び制定事項は、公布日（令和 6 年 4 月上旬頃を予定）から施行する。

（参考）NPFC で採択等された保存管理措置と許可省令等におけるその担保状況の一覧表

令和 5 年 3 月に開催された第 7 回 NPFC 年次会合において採択等された保存管理措置及びその内容を我が国において担保する許可省令等の条項等について、以下のとおり。（灰色塗り部分は現行法令において措置済み）

保存管理措置	保存管理措置の内容	担保が必要な漁業	担保する条項等
（1）転載に関する保存管理措置	漁獲物の転載制限、転載事前通知、転載申告及び転載記録の保持に係る義務	遠洋底びき網漁業 太平洋底刺し網等漁業 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業	許可省令第 30 条の 2 及び準用規定（第 33 条、第 66 条の 2 及び第 69 条の 2）、第 30 条の 3 及び準用規定（第 33 条、第 66 条の 2 及び第 69 条の 2）及び別表第八の二
		大中型まき網漁業	許可省令第 30 条の 2 の準用規定（第 43 条の 2）及び別表第八の二 ※第 30 条の 3 の規定については許可省令第 42 条において既に担保済み。
	運搬船の届出義務	遠洋底びき網漁業 太平洋底刺し網等漁業 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業 大中型まき網漁業	許可省令第 97 条の 2 及び様式第 7 号の 2
（2）サメ類に関する保存管理措置	操業日誌の記載義務	遠洋底びき網漁業 太平洋底刺し網等漁業 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業	日誌告示改正 ※
		大中型まき網漁業	日誌告示において既に担保済み。
（3）サンマに関	操業期間の設定	北太平洋さんま漁業	許可省令第 23 条及び

する保存管理措置			別表第四、サンマ告示 新設
	操業期間の制限	北太平洋さんま漁業	許可省令第 23 条及び 別表第四
	操業日誌の記載義務	北太平洋さんま漁業	日誌告示改正
(4) マイワシ、アカイカ及びスルメイカに関する保存管理措置	操業日誌の記載義務	遠洋底びき網漁業 太平洋底刺し網等漁業 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業	日誌告示改正
		大中型まき網漁業	日誌告示において既に 担保済み。
(5) マサバに関する保存管理措置	操業日誌の記載義務	遠洋底びき網漁業 太平洋底刺し網等漁業 北太平洋さんま漁業 いか釣り漁業	日誌告示改正
		大中型まき網漁業	日誌告示において既に 担保済み。

※サメのヒレ切り禁止や全量保持等についても合意されているが、以下の整理により許可省令では新たに担保しないこととしている。

- ①許可省令第 95 条第 1 項の規定の中で、かつお・まぐろ漁業と大中型まき網漁業を除いた漁業では、WCPFC 条約海域のうち公海で高度回遊性魚類の採捕が禁止されており、この「高度回遊性魚類」の定義の中にサメ類が含まれる。
- ②NPFC 関係漁業においては、操業場所が NPFC 水域と WCPFC 水域の重複海域（～西経 150 度）に限定されるため、大中型まき網漁業を除く漁業については、重複海域でサメの採捕が禁止されていれば NPFC 海域におけるさめのヒレ切りの禁止が実質的に担保されている。
- ③大中型まき網漁業についても、許可省令第 43 条において、WCPFC 水域で採捕したサメの販売が禁止されていることから、間接的にサメのヒレ切りが抑止されており、かつ、西経 150 度以東での操業は想定されない。
- ④高度回遊性以外のサメ・エイ類の採捕についての各漁業の整理は以下のとおり。
 - ・北太平洋さんま漁業（未担保）
高度回遊性ではないサメ・エイ類が漁獲されることはない。
 - ・いか釣り漁業（未担保）
高度回遊性ではないサメ・エイ類が漁獲されることはない。
 - ・沖合底びき網漁業・以西底びき網漁業・遠洋底びき網漁業・太平洋底刺し網等漁業（担保済）
許可証の裏面の「NPFC の措置を遵守」で担保している。

【別表 1】 【改正概要（下線部は本改正により追加する内容）】

大臣許可漁業 の名称	遠洋底びき網漁業 （一部改正）	太平洋底刺し網等漁業 （新設）	北太平洋さんま漁業 （一部改正）	いか釣り漁業 （一部改正）
海域	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域 一 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 二 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百五十二度二十九分五十三秒の点に至る直線 三 北緯二十五度十五秒東経百五十二度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百五十二度二十九分五十三秒の点に至る直線 四 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線	北太平洋条約海域	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接統する二百海里水域	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接統する二百海里水域
記載時期	作業中毎日	上欄の海域で操業を行った航海中毎日	上欄の海域で操業を行った航海中毎日	上欄の海域で操業を行った航海中毎日
記載事項	1 作業年月日 2 投網の場所及び時刻 3 揚網の時刻 4 漁獲量	1 作業年月日 2 投網の場所 3 魚種別漁獲量	1 作業年月日 2 投網の場所 3 魚種別漁獲量 4 揚網ことの漁獲量	1 作業年月日 2 自動いか釣り機の作動開始の場所 3 自動いか釣り機の作動終了の時刻 4 漁獲量